

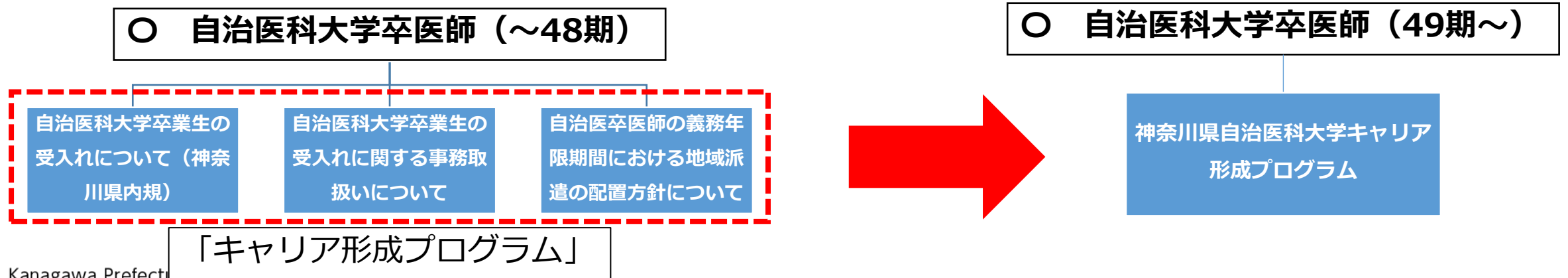


神奈川県自治医科大学キャリア形成プログラムの 策定について

神奈川県健康医療局保健医療部
医療整備・人材課人材確保グループ

1. 策定の経緯

- 県では県内医療事情の変化に伴い、令和6年度より自治医科大学の配置方針を見直し、「令和6年度第2回自治医科大学義務年限医師受入調整会議」並びに「令和6年度第3回医療対策協議会」で承認いただいたところ。
- 令和8年度より新たな配置方針に基づき、自治医科大卒医師（49期～）が勤務を開始することに伴い、令和7年度中に規約を見直す必要がある。
- なお、令和8年度以降も従前の配置方針に基づく医師（～48期）が並行して勤務することから、現行規約の個別改正ではなく、新たな規約（神奈川県自治医科大学キャリア形成プログラム）を策定することとする。



キャリア形成プログラム①

神奈川県自治医科大学卒業医師 キャリア形成プログラム

令和8年4月
神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

1 はじめに

本プログラムは、自治医科大学卒業医師が総合医として地域医療に従事する中で、県内の医師確保と医師個人のキャリア形成を両立させることを目的として作成したものです。

対象者 自治医科大学を卒業した医師（49期生以降）※

対象期間 自治医科大学医学部修学資金（以下「修学資金」という。）の返還債務の免除要件を満たすまでの期間とし、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間

※ 48期生までは従前のおりとし、「自治医科大学卒業生の受入れについて（神奈川県内規）」、「自治医科大学卒業生の受入れに関する事務取扱いについて」及び「自治医卒医師の義務年限期間における地域派遣の配置方針について」に基づき勤務します。

2 卒後9年間の勤務

本県の自治医科大学卒業医師は、原則として次のとおり勤務するものとします。

<勤務区分>

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修		地域医療研修		地域派遣		公立・公的医療機関等勤務		

(1) 臨床研修（卒後1～2年目）

医師免許取得後は、医師法第16条の2に規定する臨床研修を実施します。

研修病院	公益社団法人地域医療振興協会 横須賀市立総合医療センター※ （以下、「横須賀市立総合医療センター」という。）
身分	臨床研修医として、横須賀市立総合医療センターの就業規定を適用
期間	原則2年間

※ 自治医科大学学生は医師臨床研修マッチングに参加する必要はありません。

キャリア形成プログラム②

(2) 地域医療研修（卒後3～4年目）

地域医療に貢献するとともに、総合診療専門研修（又はそれに準じた勤務）を行い、総合医として必要な診療能力と公衆衛生的知見を習得するため勤務するものとします。

勤務機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院（以下「足柄上病院」という。）等*及び県保健福祉事務所
身分	神奈川県職員として、県の就業規定を適用
期間	原則2年間

※ 足柄上病院等とは、足柄上病院及び足柄上病院が指定する医療機関を示す。

(3) 地域派遣（卒後5～6年目）

総合医としての知識・技能を発揮し、地域医療に貢献するため勤務するものとします。

勤務機関	原則、県内公立公的医療機関*及び県保健福祉事務所
身分	勤務する医療機関の就業規定を適用 ただし、県が設置する機関で勤務する場合は、神奈川県職員として県の就業規定を適用
期間	原則2年間

※ 医療機関は、原則として足柄上病院総合診療専門研修プログラムの連携施設（総合診療Ⅰの施設要件を満たす公立診療所等）を優先し、地域派遣期間の勤務により総合診療専門医を取得できるよう、可能な範囲で配置を調整します。

(4) 公立・公的医療機関等勤務（卒後7～9年目）

【臨床コース】

総合医としての知識・技能の更なる深化のため勤務するものとします。なお、この期間では、総合診療以外の18診療科でも専門研修を実施することが可能です。

勤務機関	原則、県内公立公的医療機関等*
身分	勤務する医療機関の就業規定を適用 ただし、県が設置する機関で勤務する場合は、神奈川県職員として県の就業規定を適用
期間	原則3年間

※ 県内公立公的医療機関等とは、県内に所在する公立公的医療機関に加え、本院が県内に所在する私立大学病院（A）及び、県内に所在するAの附属病院（B）を示します。

A	北里大学病院	相模原
	聖マリアンナ医科大学病院	川崎北部
	東海大学医学部付属病院	湘南西部
B	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜

キャリア形成プログラム③

【公衆衛生コース】

公衆衛生に強い関心がある場合は、卒後7年目以降、公衆衛生コースを選択することが可能です。県の医師配置上、支障をきたさないと判断する場合は、期間中のコース変更を認めることとします。

勤務機関	原則、県保健福祉事務所等（臨床コースとの併用も可）
身分	神奈川県職員として、県の就業規定を適用
期間	原則3年間

<公衆衛生コース勤務パターン（例）>

勤務パターン	県保健福祉事務所等	県内公立公的医療機関等
A	週5日	週0日
B	週4日	週1日
C	週1日	週4日

※ここに記載のない勤務パターンについては、別途協議を行います。

3 結婚協定

神奈川県出身の自治医科大学卒業医師と他都道府県出身の自治医科大学卒業医師が結婚する場合において、本人から結婚協定の申出があった場合は、関係者と調整した上で、本県の医師配置に支障をきたさない範囲であれば、結婚協定を締結することが可能です。

申出方法	自治医科大学医学生や自治医科大学卒業医師が結婚協定を希望する場合には、協定を開始する前々年度の10月までに県に申出が必要
義務算入の取扱い	神奈川県出身の自治医科大学卒業医師が、結婚協定に基づき、相手県の都道府県知事が指定する医療機関等で従事した期間は義務に算入

4 キャリア支援・相談体制

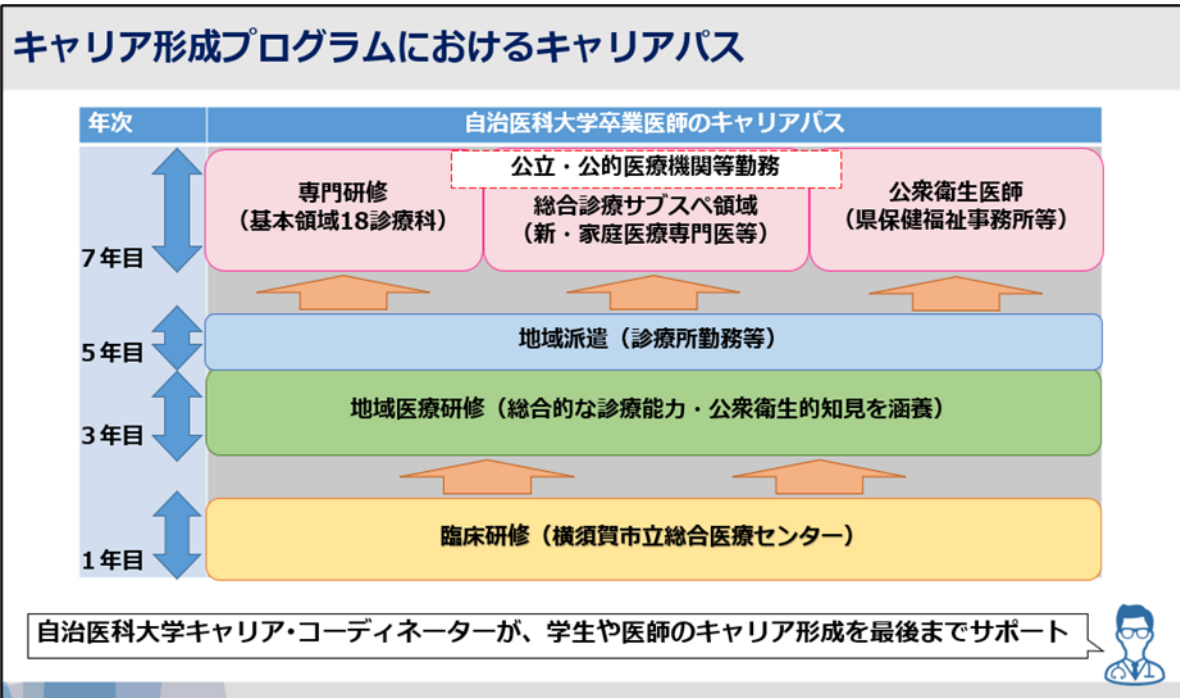
自治医科大学卒業医師がキャリア形成プログラムに基づき行う勤務については、自治医科大学キャリアコーディネーターと県医療整備・人材課が定期的に面談を実施するとともに、必要に応じて、キャリア形成に関する相談に対応します。

5 その他

このキャリア形成プログラムに規定されていない事項については、関係者と協議のうえ、定めるものとします。

キャリア形成プログラム④

<参考>



卒後9年間の配置 (※イメージ)

○ 臨床コース

卒後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
区分	臨床研修		地域医療研修		地域派遣		公立・公的医療機関等勤務		
勤務先	横須賀市立総合医療センター	横須賀市立総合医療センター	県立足柄上病院／保健福祉事務所	県立足柄上病院／保健福祉事務所	公立診療所等／保健福祉事務所等	公立診療所等／保健福祉事務所等	県内大学病院	公立公的医療機関	公立公的医療機関

○ 公衆衛生コース

卒後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
区分	臨床研修		地域医療研修		地域派遣		公立・公的医療機関等勤務		
勤務先	横須賀市立総合医療センター	横須賀市立総合医療センター	県立足柄上病院／保健福祉事務所	県立足柄上病院／保健福祉事務所	公立診療所等／保健福祉事務所等	公立診療所等／保健福祉事務所等	保健福祉事務所	保健福祉事務所	保健福祉事務所

Kanagawa Prefectural Government